

監査報告第6号
平成29年（2017年）2月3日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	窪	田	もと	む
同	宮	村	素	子
同	涌	井	国	夫

行政監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第2項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 行政監査

スポーツ局 スポーツ部

2 出資団体監査、財政援助団体監査及び公の施設指定管理者監査

一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団

平成28年度 行政監査等講評調書（並行監査）

並行監査のテーマ

- 1 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団に対するスポーツ局スポーツ部の指導、調整等に関する事務
- 2 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団の事業に係る出納その他の事務（公の施設の管理に係る出納その他の事務を含む。）

監査の種別

- 1 スポーツ局スポーツ部に係る部分
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査
- 2 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団に係る部分
地方自治法第199条第7項の規定による監査

並行監査の目的

この監査は、出資団体に対する札幌市の指導、調整事務が当該団体の設立目的等に即して適切に行われているかを検証するとともに、その課題等を明らかにすることによって、札幌市における出資団体に関する施策の展開に資するとともに、出資団体における適正な事業の執行を促すことを目的とするものである。

なお、今回対象とした一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団では、その事業のほとんどを公の施設の管理運営が占めていることから、当該法人に対する指定管理者制度の運用等が適切に行われているかに着目して実施した。

第1 スポーツ局スポーツ部に対する行政監査

監査の範囲 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（以下「本件法人」という。）の主として平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の事業に対する指導、調整等に関する事務とし、必要に応じて、これに近接する年度に係る当該事務についても含めることとした。

監査対象部 本件法人に係る所管部であるスポーツ局スポーツ部（以下「所管部」という。）

監査の方法 書類調査並びに関係職員及び関係人（本件法人）からの事情聴取を実施した。

監査の期間 平成28年9月5日から同年12月16日まで

監査の結果

1 本件法人の概要

本件法人は、昭和59年4月に財団法人札幌市スポーツ振興事業団として設立され、平成19年4月に財団法人札幌市健康づくり事業団と統合して財団法人さっぽろ健康スポーツ財団となった。その後、公益法人制度改革に伴い、平成25年4月に一般財団法人に移行している。

こうした経緯のもと、本件法人は現在、札幌市におけるスポーツの普及振興及び健康づくり活動の支援のために必要な事業を行うとともに、札幌市の設置するスポーツ施設及び健康づくり施設の管理運営に関する事業を行い、もって北海道におけるスポーツの振興及び道民の健康増進に寄与することを目的に、体育館やプール、健康づくりセンター等の管理運営を中心に、事業を展開している。

2 本件法人の事業内容及び運営状況

(1) 事業内容

本件法人の主な事業は以下のとおり。

ア 体育施設管理運営（指定管理業務）

札幌市体育館グループ、札幌市温水プールグループ、札幌市美香保体育館、札幌市スケート施設グループ及び札幌市スポーツ交流施設（つど一む）の管理運営の指定を本件法人単独で受けているほか、札幌市屋外競技場施設グループ及び札幌市藤野野外スポーツ交流施設にあっては、本件法人を代表とするコンソーシアム（複数団体による共同組織）を組み管理運営の指定を受けている。

※各指定管理グループについては後述する。

イ 健康づくりセンター管理運営（指定管理業務）

札幌市中央健康づくりセンター、札幌市西健康づくりセンター及び札幌市東健康づくりセンターの管理運営のほか、施設における自由プログラム（運動プログラム）の提供や運動指導等を行っている。

なお、これらの施設は保健福祉局が所管となっている。

ウ 国際交流館管理運営（指定管理業務）

札幌国際交流館の管理運営のほか、スポーツ、文化活動等による国際交流に関する事業を行っている。

なお、当該施設は総務局が所管となっている。

エ 講習会・大会等の開催（自主事業、補助事業）

前述ア～ウで管理運営している施設を中心として、教室、体験会、大会等を開催しているほか、本市の補助事業として、札幌マラソンや札幌国際スキーマラソン等を開催している。

オ 市委託事業（受託業務）

学校施設を市民の利用に供するための「札幌市学校施設開放事業管理運営業務（以下「学校施設開放事業」という。）や、冬季スポーツの普及を目的とした「中島公園歩くスキーコース運営業務」のほか、前述イで管理運営している施設において、大腸がん検査業務や運動等指導業務を実施している。

【指定管理業務】

施設の設置条例に規定する事業に基づき定めた協定書及び仕様書に記された業務で、施設の維持管理、体育館やプール等の施設利用に係る料金設定や承認など、本件法人が協定書及び仕様書に基づき施設を包括的に管理する業務をいう。

【自主事業】

本件法人が、協定書・仕様書に定める管理業務の範囲外において、施設の設置目的の範囲内又は利便性の向上目的で、施設を使用して行う事業をいう。なお、当該事業の財源として指定管理費からの流用は原則として認められていない。

(2) 法人運営状況

ア 収支状況と経緯

本件法人の直近5年間の損益状況は、【表1】のとおりである。

平成25年度と平成24年度以前とでは、事業費と管理費が大きく異なっているが、これは、平成25年度より一般財団法人に移行したことに伴う変動である。

平成27年度の経常収益は43億225万円、経常費用は41億1,074万円で、当期経常増減額は1億9,150万円で、前年度に比べ1億2,951万円の増加（前年度比209%増）となっている。

これは、施設利用者の増加により、利用料金収入や教室受講料収入が増加し、光熱水費の減少等により、経費が縮減されたことによるもの

である。

【表1】正味財産増減計算書（平成23年度～平成27年度）

単位：千円

科 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	198	80	80	80	80
② 特定資産運用益	11,433	6,844	5,727	4,237	4,022
③ 事業収益	3,839,871	3,899,595	3,939,316	4,145,432	4,236,501
④ 受取補助金等	47,308	51,110	48,359	32,664	31,495
⑤ 受取負担金	34,060	32,232	6,000	24,151	23,608
⑥ 受取寄付金	0	0	0	0	1,000
⑦ 雑収益	2,074	2,606	2,375	4,191	5,547
経常収益計	3,934,944	3,992,467	4,001,857	4,210,755	4,302,253
(2) 経常費用					
① 事業費	3,669,488	3,789,958	4,087,593	4,105,299	4,053,009
② 管理費	208,548	204,942	60,384	43,464	57,737
経常費用計	3,878,036	3,994,900	4,147,978	4,148,763	4,110,747
当期経常増減額	56,908	▲ 2,433	▲ 146,121	61,993	191,507
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	▲ 0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	56,908	▲ 2,433	▲ 146,121	61,993	191,507
法人税、住民税及び事業税	520	520	520	13,413	73,080
当期一般正味財産増減額	56,388	▲ 2,953	▲ 146,641	48,579	118,427
一般正味財産期首残高	1,118,000	1,174,388	1,171,435	1,024,794	1,073,374
一般正味財産期末残高	1,174,388	1,171,435	1,024,794	1,073,374	1,191,801
II 指定正味財産増減の部					
① 基本財産運用益	198	80	80	80	80
② 一般正味財産への振替額	▲ 198	▲ 80	▲ 80	▲ 80	▲ 80
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
指定正味財産期末残高	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
III 正味財産期末残高	1,194,388	1,191,435	1,044,794	1,093,374	1,211,801

イ 財政状態

本件法人の直近5年間の財政状態の推移は、【表2】のとおりである。
平成27年度末の資産合計額並びに負債及び正味財産合計額は28億3,647万円で、前年度に比べ1億6,108万円増加している。

平成27年度末の資産の内訳をみると、流動資産が14億1,521万円で、前年度に比べ2億5,384万円の増加、固定資産は14億2,125万円で、前年度に比べ9,276万円減少している。

【表2】貸借対照表（平成23年度～平成27年度）

単位：千円

科 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
I 資産の部					
1 流動資産	1,018,091	1,003,845	924,042	1,161,370	1,415,212
2 固定資産	1,427,245	1,490,439	1,516,343	1,514,019	1,421,258
(1)基本財産	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(2)特定資産	1,333,204	1,420,842	1,419,528	1,422,381	1,322,508
(3)その他固定資産	74,041	49,597	76,815	71,638	78,750
資産合計	2,445,336	2,494,284	2,440,385	2,675,388	2,836,470
II 負債の部					
1 流動負債	535,223	522,443	574,870	754,853	854,116
2 固定負債	715,724	780,406	820,721	827,162	770,553
負債合計	1,250,947	1,302,849	1,395,591	1,582,015	1,624,669
III 正味財産の部					
1 指定正味財産	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(うち基本財産への充当額)	(20,000)	(20,000)	(20,000)	(20,000)	(20,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	1,174,388	1,171,435	1,024,794	1,073,374	1,191,801
(うち特定資産への充当額)	(638,409)	(646,163)	(611,396)	(619,196)	(566,896)
正味財産合計	1,194,388	1,191,435	1,044,794	1,093,374	1,211,801
負債及び正味財産合計	2,445,336	2,494,284	2,440,385	2,675,388	2,836,470

3 本件法人による所管部所管の施設の管理運営状況

本件法人は、指定管理者制度に移行した平成18年度から、体育館をはじめとする市内複数の施設の指定管理者として選定されており、平成27年度においては、本件法人単独による指定管理施設が5指定管理単位（24施設）、本件法人を代表とするコンソーシアムによる指定管理施設が2指定管理単位（4施設）となっている。

(1) 本件法人単独による指定管理業務の状況

本件法人が単独で指定を受け管理する管理単位（グループ）とその施設内訳は以下のとおりである。

ア 札幌市体育館グループ（13施設）

札幌市北区体育館、札幌市東区体育館、札幌市白石区体育館、札幌市厚別区体育館、札幌市豊平区体育館、札幌市清田区体育館・温水プール、札幌市南区体育館、札幌市西区体育館・温水プール、札幌市手稲区体育館、札幌市中央区体育館、札幌市中島体育センター、札幌市白旗山競技場、札幌市宮の沢屋内競技場

イ 札幌市温水プールグループ（6施設）

札幌市東温水プール、札幌市白石温水プール、札幌市厚別温水プール、札幌市豊平公園温水プール、札幌市手稲曙温水プール、札幌市平岸プール

ウ 札幌市美香保体育館

エ 札幌市スケート施設グループ（3施設）

札幌市月寒体育館及び札幌市月寒屋外競技場、札幌市星置スケート場、札幌市カーリング場

オ 札幌市スポーツ交流施設（つどーむ）

また、これに係る収支状況は【表3】のとおりであり、平成27年度の合計収支差額は1億6,466万円で、最も黒字幅が大きくなっているのが札幌市温水プールグループの5,982万円で、次いで札幌市体育館グループが4,812万円となっている。

【表3】単独による指定管理業務の収支状況

単位：千円

	25年度	26年度	27年度	前年比 (27-26)
体育館グループ				
収入	1,038,319	1,075,937	1,103,018	27,081
指定管理費	693,047	707,987	726,237	18,250
利用料金収入	345,228	367,924	376,681	8,757
その他収入	44	26	100	74
支出	952,018	1,047,350	1,054,893	7,543
収支差額	86,301	28,587	48,125	19,538
温水プールグループ				
収入	583,384	761,863	804,849	42,986
指定管理費	474,286	640,000	671,993	31,993
利用料金収入	108,780	121,633	132,458	10,825
その他収入	318	230	398	168
支出	693,929	725,567	745,027	19,460
収支差額	▲ 110,545	36,296	59,822	23,526
美香保体育館				
収入	107,295	134,815	132,609	▲ 2,206
指定管理費	86,190	111,300	114,402	3,102
利用料金収入	21,073	23,492	18,165	▲ 5,327
その他収入	32	23	42	19
支出	125,711	138,320	126,044	▲ 12,276
収支差額	▲ 18,416	▲ 3,505	6,565	10,070
スケート施設グループ				
収入	105,901	382,601	379,635	▲ 2,966
指定管理費	85,580	287,808	288,244	436
利用料金収入	20,321	94,675	91,268	▲ 3,407
その他収入	0	118	123	5
支出	87,207	388,727	361,792	▲ 26,935
収支差額	18,694	▲ 6,126	17,843	23,969
スポーツ交流施設				
収入	189,544	243,608	267,775	24,167
指定管理費	80,952	129,100	133,441	4,341
利用料金収入	108,306	114,157	133,905	19,748
その他収入	286	351	429	78
支出	223,019	242,020	235,469	▲ 6,551
収支差額	▲ 33,475	1,588	32,306	30,718
(合計)				
収入	2,024,443	2,598,824	2,687,886	89,062
指定管理費	1,420,055	1,876,195	1,934,317	58,122
利用料金収入	603,708	721,881	752,477	30,596
その他収入	680	748	1,092	344
支出	2,081,884	2,541,984	2,523,225	▲ 18,759
収支差額	▲ 57,441	56,840	164,661	107,821

(2) コンソーシアムによる指定管理業務の状況

本件法人を代表とするコンソーシアムが管理する指定管理単位（グループ）とその施設は以下のとおりである。

ア 札幌市屋外競技場施設グループ（3施設）

円山総合運動場、札幌市麻生球場及び札幌市麻生庭球場、厚別公園

イ 札幌市藤野野外スポーツ交流施設

また、これに係る収支状況は【表4】のとおりとなっている。

【表4】コンソーシアムによる指定管理業務の収支状況

	25年度	26年度	27年度	前年比 (27-26)
単位：千円				
屋外競技場施設グループ				
収入		306,450	310,817	4,367
指定管理費		270,427	270,362	▲ 65
利用料金収入		36,023	39,438	3,415
その他収入		0	1,017	1,017
支出		286,990	300,230	13,240
収支差額		19,460	10,587	▲ 8,873
藤野野外スポーツ交流施設				
収入	160,649	173,188	184,147	10,959
指定管理費	103,009	111,781	112,965	1,184
利用料金収入	57,639	61,405	71,180	9,775
その他収入	1	2	2	0
支出	168,889	181,919	187,845	5,926
収支差額	▲ 8,240	▲ 8,731	▲ 3,698	5,033
(合計)				
収入	160,649	479,638	494,964	15,326
指定管理費	103,009	382,208	383,327	1,119
利用料金収入	57,639	97,428	110,618	13,190
その他収入	1	2	1,019	1,017
支出	168,889	468,909	488,075	19,166
収支差額	▲ 8,240	10,729	6,889	▲ 3,840

(3) 指定管理施設で実施している自主事業の状況

本件法人では、指定管理者として管理する体育施設等において、それぞれの施設の特性に合わせた自主事業を札幌市の承認のもとに実施している。

主な自主事業としては、体育館でのスポーツ教室、プールでの水泳教室、イベント・大会等の開催、スポーツ用品の販売、自動販売機の設置等が挙げられる。

また、指定管理者制度の趣旨から、自主事業の実施により、一定額以上の利益が生じる場合には、これを当該施設に伴う財政負担の軽減のために活用すること（利益還元）が適切とされている。

なお、本件法人が指定管理施設で実施している自主事業の収支状況及び利益還元の状況は【表5】のとおりである。

【表5】自主事業（単独）の収支状況

単位：千円

	25年度	26年度	27年度		前年比 (27-26)
体育館グループ					
収入	296,817	351,572	382,478	※利益還元内訳	30,906
支出	262,423	304,791	315,069	ランニングマシン アメニティ設備等	10,278
収支差額	34,394	46,781	67,409		20,628
利益還元	61,721	2,482	※12,939		10,457
温水プールグループ					
収入	165,950	196,115	178,271	※利益還元内訳	▲ 17,844
支出	127,055	153,971	121,370	アメニティ設備等	▲ 32,601
収支差額	38,895	42,144	56,901		14,757
利益還元	22,939	28,508	※2,299		▲ 26,209
美香保体育館					
収入	2,377	2,459	1,826	※利益還元内訳	▲ 633
支出	3,048	2,993	2,641	野球カウント表示器	▲ 352
収支差額	▲ 671	▲ 534	▲ 815		▲ 281
利益還元	731	0	※105		105
スケート施設グループ					
収入	2,562	18,485	20,301	※利益還元内訳	1,816
支出	2,993	18,165	20,678	アメニティ設備等	2,513
収支差額	▲ 431	320	▲ 377		▲ 697
利益還元	0	0	※302		302
スポーツ交流施設					
収入	7,178	27,395	25,260	※利益還元内訳	▲ 2,135
支出	9,444	28,008	24,952	貴重品ロッカー	▲ 3,056
収支差額	▲ 2,266	▲ 613	308		921
利益還元	1,194	0	※234		234
(合計)					
収入	474,884	596,026	608,136		12,110
支出	404,963	507,928	484,710		▲ 23,218
収支差額	69,921	88,098	123,426		35,328
利益還元	86,585	30,990	15,879		▲ 15,111

4 所管部からの補助金及び委託料の状況

所管部では、平成23年度より、事務事業や本件法人に係る経費等の見直しを進め、補助金・委託料の削減を計画的に進めているところである。

(1) 補助金の状況

本件法人における、直近3年間の補助金交付額の推移は、【表6】のとおりである。

総額では過去3年間連続して減少している（平成26年度以降廃止となっている「中学生以下プールロッカー利用料減収補填額」を除いて比べて

も、減少している)。

継続して交付対象となっている3事業については、本件法人の主要事業である施設の管理運営と関連しないものとなっている。

【表6】補助金の状況

単位：千円

	25年度	26年度	27年度	前年比 (27-26)
北海道を歩こう				
補助対象事業費	5,529	6,116	3,918	▲ 2,198
補助金	998	948	901	▲ 47
補助率	18.05%	15.50%	23.00%	7.50%
札幌マラソン				
補助対象事業費	80,472	79,989	80,545	556
補助金	17,960	17,062	16,209	▲ 853
補助率	22.32%	21.33%	20.12%	▲ 1.21%
札幌国際スキーマラソン大会				
補助対象事業費	30,866	37,066	32,511	▲ 4,555
補助金	9,025	8,574	8,145	▲ 429
補助率	29.24%	23.13%	25.05%	1.92%
中学生以下プールロッカー利用料減収補填額				
補助対象事業費	19,858			
補助金	12,536			
補助率	63.13%			
(合計)				
補助対象事業費	136,725	123,171	116,974	▲ 6,197
補助金	40,519	26,584	25,255	▲ 1,329
補助率	29.64%	21.58%	21.59%	0.01%

(2) 委託料の状況

本件法人が所管部から受託している主な委託事業は、学校施設開放事業及び中島公園歩くスキーコース運營業務の2事業となっている。いずれの事業も、その性質や目的、事業の効率化の観点から、体育館グループの指定管理者と特定随意契約を行っているため、その指定管理者である本件法人がこれまで受託しているところである。

なお、これらの事業における直近3年間の委託料の推移は【表7】のとおりである。

【表7】委託料の状況

単位：千円

	25年度	26年度	27年度	前年比 (27-26)
学校施設開放事業	334,677	333,965	324,864	▲ 9,101
中島公園歩くスキーコース運營業務	1,391	1,474	1,437	▲ 37

5 本件法人の収益構造

本件法人の事業収益を見ると、収益全体の70%以上を指定管理業務に係る収益(指定管理費及び利用料金収入の合計)が占め、指定管理業務が本件法人の基幹事業となっている。また、所管部では、学校施設開放事業及び中島公園歩くスキーコース運營業務の委託事業について、事業の性質や目的、効率化の観点から、体育館グループの指定管理者との随意契約を行うこととしているため、その指定管理者である本件法人が当該事業を受託している。こうした状況から、委託事業や補助金を含めた札幌市の財政的関与は、収益全体の80%を超えるところとなっている。

加えて、本件法人では、幼児から高齢者、親子など幅広い階層を対象に、市民の利用しやすい料金で、各々の目的やニーズに応じた教室事業、イベントなどの自主事業を、指定管理施設を中心に実施し、収益全体の約16%を占める状況となっている。特にその大半を占める教室事業では、スポーツに触れる「きっかけづくり」として、誰もが気軽に参加ができるよう、多彩なプログラムメニューを提供しているところである。

このように、本件法人は、指定管理業務とそれに付随する事業が収益事業の大半を占めるため、その収益構造は、管理する指定管理施設の増減によって、大きく左右される傾向が強いものとなっている。

6 所管部における指導調整の課題等

本件法人は、本市(所管部)が平成26年2月に策定した「札幌市スポーツ推進計画」における目標の達成や課題の解決に向け、出資団体として指定管理施設を中心に効果的な事業を展開しながら、当該計画の実行機関としてその一翼を担っているところである。

一方、所管部では、本件法人に対する指導調整については、その収益構造から、指定管理者や委託事業の受託者としての役割が強いこともあり、履行管理や履行評価(検査)を通して行うことが主体となっているところであるが、これらの事務において、以下のとおり課題等がみられた。

(1) 自主事業に伴う施設利用の利用料金負担について

本件法人は、自主事業に伴う施設利用の利用料金について、以下のとおり運用しており、所管部においてもこれを容認している。

- ・ 本件法人が施設を専用利用し主催する競技会やお祭りなどのイベントにおいて、本件法人は専用利用に伴う利用料金を負担していない。
- ・ 本件法人が施設を専用利用し実施する教室事業において、利用料金区分に「個人使用」が設定されている施設では、受講者から個人使用に係る利用料金を徴収する一方で、本件法人は専用利用に係る利用料金を負担していない。また、スポーツクラブチームと協働開催する教室事業にあっても、受講料の大部分がそのクラブチームに配分されているものの、本件法人単独実施の教室事業と同様な取扱いをし、クラブチーム及

び本件法人いずれも専用利用に係る利用料金を負担していない。

しかし、指定管理者が実施する自主事業については、協定書において「施設の設置目的を逸脱せず、かつ管理運営施設の遂行を妨げない範囲で自己の責任と費用により実施する。」と定められ、加えて、当該事業が指定管理業務の範囲外で実施されることを踏まえると、指定管理者が実施する自主事業であっても、施設の利用に係る利用料金は当然に負担することが前提と解される。

このことから、指定管理者が実施する自主事業の利用料金については、個人利用料金による負担の是非や協働開催時の負担など、負担のあり方を整理することが望ましいと考える。

(2) 自主事業の収支結果に伴う利益還元について

施設の管理運営に付随して実施する自主事業で得た一定額以上の利益については、公の施設を利用して得た利益であることから、指定管理者のインセンティブを考慮しつつ、当該施設に係る本市の財政負担軽減のために活用されることが求められている。

これを踏まえ、所管部では、平成26年度からの指定管理者に係る公募要件において、自主事業で大幅な利益が生じた場合の還元方法等について提案を求めるとともに、選定された場合には、その具体的な内容について協定に定めることとしていた。

本件法人では、提案に基づく利益還元について、前述3(3)の【表5】中に示す内容のとおり行っているところであるが、この利益還元に係る履行管理としての事務は以下のような状況であった。

- ・ 指定管理者公募の際に示した「利益還元に係る具体的な内容を定めた協定」はみられなかった。
- ・ 利益還元について、本件法人から提出された実績報告書には、具体的な内容として、固定資産の取得・整備の内容とそれに要した費用は示されていたが、イベントの実施や地域行事への人的支援などの市民還元に関しては、実施概要や参加人数は記されているものの、それらに要した費用(還元額)は記されていなかった。

自主事業が指定管理業務の範囲外で公の施設を利用して実施する収益事業であることを踏まえると、その履行管理や評価(検査)、特に利益還元の内容について、適正に評価(検査)することは、施設の設置者としての責任を果たすうえで重要と考える。

そのためにも、還元額を的確に算定したうえでの還元方法等に係る約定やそれに基づく進捗管理、還元額への市民還元(イベントの実施や地域行事への人的支援など)に係る諸費用の算入など、利益還元における適正な評価(検査)に向け、一連の手続きについて工夫することが望ましいと考

える。

(3) 学校施設開放事業における履行検査について

学校施設開放事業では、利用者の受益者負担として、事業に供する運動器具・用具等の整備や更新などに係る実費相当分(本件法人管理の体育館の場合1時間当たり600円)の負担を求めることとし、その収入を、事業に供する運動器具・用具等の整備や更新などの費用に充てることを要件に、本件法人の収入とさせている。

こうした要件下において、履行検査に係る実績報告として事業に係る収支決算書や、実費相当分の収入を財源として執行した具体的な内容について、本件法人からの報告がみられなかった。

利用者に実費相当分の負担を求め、その収入を財源に運動器具・用具等の整備や更新を行うことが履行要件であることを踏まえると、事業の履行管理や履行検査のほか、次期発注に向けて実費相当額を検証する必要性からも、事業に係る収支決算書や当該収入を財源に執行した具体的な内容について、本件法人に報告を求めることが望ましいと考える。

7 むすび

本件法人は、平成28年度現在、体育館グループをはじめとする9つの指定管理単位(本件法人を代表とする2つのコンソーシアムを含む。)の指定管理者として選定され、当該施設の管理運営を通じて、所管部が策定した「札幌市スポーツ推進計画」における実行機関として、一翼を担っているところである。

所管部による本件法人に対する評価については、札幌市出資団体評価システム要綱(平成14年7月11日市長決裁)に基づく「出資団体評価シート」により毎年度実施しているところであるが、この中で「今後も、スポーツの普及促進・健康づくり活動の支援に係る施策等を引き続き推進していくために、施策の実行機関としての役割を担う本件法人との一体性を確保し、本市が一定の関与を続けることが必要である。」と記し、出資の必要性や事業の有効性について、所管部として高く評価しているところである。

しかし、これまで述べたとおり指定管理者又は委託事業の受託者としての側面で考えた場合、それらの履行管理や履行評価(検査)については不十分などところも散見されたところである。そのため、施設の運営管理及び委託事業における履行管理や履行評価(検査)においては、進捗状況や経年比較が容易に行えるよう手続きを工夫するほか、特に、自主事業結果に伴う利益還元については、その効果確認や評価指標としての活用が容易となるよう、イベント実施や人的支援などの事業についても、可能な限り還元額に算入し、それについて出資団体評価シートなどを通して公表していくことが望ましい。

今後とも、所管部による本件法人への適切な関与のもと、所管部と本件法

人が、「札幌市スポーツ推進計画」における基本理念「スポーツ元気都市さっぽろースポーツを通じて、市民が、地域が、さっぽろが元気に一」を目指し、それぞれの役割を補完し合いながら互いに連携し、様々な施策に取り組まれることを期待する。

第2 一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団に対する出資等に係る監査

監査の対象 一般財団法人 さっぽろ健康スポーツ財団

監査の種別 出資団体監査 財政援助団体監査 公の施設指定管理者監査

監査の範囲 主として平成27年度の事業に係る出納その他の事務（財政援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務を含む。）

監査の期間 平成28年9月5日から同年12月16日まで

監査の結果

この法人は、昭和59年4月に財団法人札幌市スポーツ振興事業団として設立され、平成19年4月の財団法人札幌市健康づくり事業団との統合を経て、平成25年4月1日付け一般財団法人に移行している。

こうした経緯のもと、この法人は現在、札幌市におけるスポーツの普及振興及び健康づくり活動の支援のために必要な事業を行うとともに、札幌市の設置するスポーツ施設及び健康づくり施設の管理運営に関する事業を行い、もって北海道におけるスポーツの振興及び道民の健康増進に寄与することを目的に事業を展開している。

札幌市は、この法人の基本財産総額2,000万円のうち、1,000万円（出資比率50.0%）を出資している。

また、札幌市は、平成27年度においてこの法人の事業に係る経費に対し2,525万円の補助金を交付するとともに、公の施設である体育館やプールなどの体育施設、健康づくり施設及び国際交流館の管理運営に要する費用として総額23億7,510万円を支出している。

今回の監査は、上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の結果は次のとおりであるが、一部改善等の措置を要する事項がみられたほか、平岸プールにおける利用料金制度の運用について意見を付している。

1 現金出納及びその他の事務

(1) 受講料返還に係る事務を適正に行うべきもの

当法人では、スポーツ教室等の実施期間途中で受講を取りやめた受講者に対し、残りの受講回数に応じた受講料を返還しているが、この返還事務について、以下のような事例がみられたことから、関係職員に取扱い等を周知し、適正に執行されたい。

ア 受講料の返還額を誤って算出し、数十円多く返還しているもの(2件)

- イ 前述アの状況を把握し、館長まで報告しているものの、経理的な事後処理が行われていないもの(1件)
- ウ 返還対象者の代理人に返還金を返還しているが、委任状などの代理人である旨を証する書類を徴していないもの(1件)

(2) 受講料返還の際に適正な領収書を徴すべきもの

スポーツ教室等に係る受講料の全部又は一部を返還する際に、返還対象者から徴する領収書において、以下のような事例がみられたので、適正に事務を執行されたい。

- ア 領収書の領収者名を財団職員が代筆していたもの
- イ 財団職員の印鑑による訂正印を押印し領収金額を訂正していたもの
- ウ 訂正後の領収金額を更に修正液を使用し修正していたもの

(3) 随意契約に係る事務を適正に行うべきもの

委託業務「第36回札幌国際スキーマラソン大会警備業務(ドーム周辺)」について、随意契約を行うこととなった事由に該当しない者を選定し、契約を締結していた。

やむを得ず、随意契約を行う場合にあっては、その事由に該当する者を的確に調査したうえで選定されたい。

(4) 支出に係る証憑類の保管を適正に行うべきもの

小口現金での物品購入に係る支出事務について、支出伺、支出命令書及び領収書を紛失した事例が1件みられた。

支出書類については、法令上、一定期間の保管を義務付けられていることから、その保管管理については適正に行われたい。

2 公の施設の管理に係る出納その他の事務

(1) 利用料金の承認内容と現行の運用について(意見)

指定管理者制度においては、公の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)について、指定管理者が、条例で定める使用料の額の範囲内であらかじめ市長の承認を得て定めることとなっている。

これに基づき、札幌市平岸プールにおいては、設置条例で定める使用料の額と同額の利用料金を市長の承認を得て定めているが、以下のような、承認内容と異なる運用を行っている事例がみられた。

今後の取扱いについて、承認内容のとおり運用するか、あるいは現行の運用に沿って利用料金を見直すか、利用料金制度の趣旨を踏まえながら、本市の所管部局と協議されることを要望する。

- ア 団体や個人がコースを専用を使用する場合、個人使用の利用料金とコース使用の利用料金(1時間あたり50mプールで4,000円、25mプールで2,000円)を合わせて受領することとなっている。

しかし、一部の利用については、コースを専用に使用しても、個人使用の利用料金しか受領しておらず、コース使用に係る利用料金を受領していなかった。

イ 競技会等により、50mプールや25mプールの全面を専用に使用する場合、利用者の区分（一般、高校生、中学生以下）によって異なる利用料金が設定されており、2つ以上の区分にまたがるときは、その最高額を受領することとなっている。

このため、競技会参加者の大部分が中学生以下であっても、高校生が1人でも含まれていれば、利用料金は高校生の区分で受領することとなるが、いくつかの競技会において、参加者に高校生が数名含まれていても、中学生以下の区分で利用料金を受領していた。

ウ コース使用については、前述アのとおり個人使用の利用料金とコース使用の利用料金を合わせて受領することとなっている。

このため、競技会等により、25mプールの全面を専用に使用し、かつ、50mプールを1コースだけ使用する場合、25mプールの専用利用料金と50mプールのコース使用に係る利用料金に加え、個人使用の利用料金も受領することとなるが、このような利用において、個人使用の利用料金を受領していなかった。

参 考

一般財団法人さっぽろ健康スポーツ財団（出資団体、公の施設指定管理者、財政援助団体）の概要

この法人は、昭和59年4月に財団法人札幌市スポーツ振興事業団として設立され、平成19年4月の財団法人札幌市健康づくり事業団との統合を経て、平成25年4月1日付け一般財団法人に移行している。

こうした経緯のもと、この法人は現在、札幌市におけるスポーツの普及振興及び健康づくり活動の支援のために必要な事業を行うとともに、札幌市の設置するスポーツ施設及び健康づくり施設の管理運営に関する事業を行い、もって北海道におけるスポーツの振興及び道民の健康増進に寄与することを目的に事業を展開している。札幌市は、この法人の基本財産総額2,000万円のうち、1,000万円（出資比率50.0%）を出資している。

また、札幌市は、平成27年度においてこの法人の事業に係る経費に対し2,525万円の補助金を交付するとともに、公の施設である体育館やプールなどの体育施設、健康づくり施設及び国際交流館の管理運営に要する費用として総額23億7,510万円を支出している。

第1表 平成27年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
事業成績	経常収益 A	4,302,253
	(うち札幌市からの補助金)	(25,255)
	(うち札幌市からの委託料)	(319,729)
	(うち札幌市からの公の施設の指定管理費)	(2,199,169)
	(うち公の施設の利用料金)	(855,681)
	経常費用 B	4,110,746
	経常△増減額 C=A-B	191,506
	経常外△増減額 D	0
	法人税等 E	73,079
	当期一般正味財産増減額 F=C+D-E	118,426
	一般正味財産期首残高 G	1,073,373
	一般正味財産期末残高 H=F+G	1,191,800
	当期指定正味財産増減額 I	0
指定正味財産期首残高 J	20,000	
指定正味財産期末残高 K=I+J	20,000	
正味財産期末残高 L=H+K	1,211,800	
財政状態 (平成28年3月31日現在)	流動資産 M	1,415,212
	固定資産 N	1,421,257
	資産合計 O=M+N	2,836,470
	流動負債 P	854,116
	固定負債 Q	770,553
	負債合計 R=P+Q	1,624,669
	指定正味財産 S	20,000
	一般正味財産 T	1,191,800
	正味財産合計 U=S+T	1,211,800
負債及び正味財産合計 V=R+U	2,836,470	

(注) 本表は、正味財産増減計算書(税抜方式)及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。

(注) 「うち札幌市からの公の施設の指定管理費」「うち公の施設の利用料金」については、本件法人が構成団体となっているコンソーシアムによる指定管理分も含まれる。

第2表 平成27年度の管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
区体育館、カーリング場、スポーツ交流施設(つどいむ)等24施設	1,791,034,110	696,750,132	スポーツ局 スポーツ部
中央健康づくりセンター等3施設	99,515,745	59,709,209	保健福祉局 保健所
国際交流館	96,397,572	10,718,180	総務局国際部
合 計	1,986,947,427	767,177,521	

(注) 指定管理期間は平成26年度から平成29年度までである。

第3表 補助金の内容

(単位 円)

区	分	補助金額	所管部局
第40回記念札幌マラソン		16,209,000	スポーツ局 スポーツ部
第36回札幌国際スキーマラソン大会		8,145,000	
第38回北海道を歩こう		901,000	
合	計	25,255,000	